

## 事業実施・助成ガイドライン細則 13

### モニタリングにかかる措置

(モニタリングの目的と実施者)

第1条 モニタリングは、実施中の事業に関して、事業実施計画書に基づいて進捗を管理し、必要な軌道修正を行うために実施する。

2. モニタリングは、事務局及び事業実施団体の現地事務所及び国内本部事務所（ただし、事業管理を国内の他の事務所で行なっている場合はその事務所）が行うものとする。

3. モニタリングによって得られた事業進捗に関する情報は、JPF 内部にて共有される他、必要に応じて支援者に対する報告に活用される。

(事業実施団体によるモニタリング)

第2条 事業実施団体は、事業地及び国内本部事務所において、事業実施期間を通じ、日常的に事業のモニタリングを行い、結果を週報または月報にまとめ、事業審査委員会及び事務局に報告する。

(事務局によるモニタリング)

第3条 事務局は、通常事業実施団体が作成・提出する週報、月報を通じモニタリングを行う。

2. 事業審査委員会または事務局が必要と判断した場合、事務局は事業実施団体の国内本部事務所を訪問してのモニタリングを行う。国内本部事務所のモニタリングの結果、事業実施上の軌道修正が必要と判断する場合には、事務局は事業実施団体に対し、適切な措置を取るよう改善の勧告を行う。

3. 事業審査委員会または事務局が必要と判断した場合、事務局は現地出張によるモニタリング事業の申請を行い、事業審査委員会の承認を得て現地出張を行なった上で、事業実施団体の現地事務所訪問、事業地視察、関係者からの聞き取り等を通じ、モニタリングを行う。現地出張によるモニタリングの結果、事業実施上の軌道修正が必要と判断される場合には、事務局は事業実施団体に対し、必要な措置を取るよう改善の勧告を行う。

4. 事務局より改善の勧告を受けた事業実施団体は、対応方針を書面で事務局に提出の上、必要な軌道修正を行う。対応方針は、勧告を受けてから1ヵ月以内の提出を原則とするが、緊急性が高いと事務局が判断する場合は、事務局が指定する期間内に提出するものとする。

5. 事務局が事業実施団体の国内事務所を訪問してのモニタリング及び現地出張によるモニタリングを行った場合は、その結果を事業審査委員会に対し報告する。また改善の勧告を行った場合には、その内容と事業実施団体からの対応方針についても報告を行う。なお、事業実施団体が希望する場合には、団体の担当者が対応方針について直接事業審査委員会に報告を行うことができる。

(JPF 関係者、支援者のモニタリングへの同行)

第4条 事務局の現地出張に際しては、可能な限り JPF を支援する財界や企業関係者、JPF 学生ユニット等から希望者を募り、モニタリングに同行して事業地での視察を行ってもらうことで、

JPF 関係者、支援者が事業に対する理解を深めることが出来るよう図る。

2. JPF 関係者、支援者の同行に関する必要経費については、モニタリング事業の予算から支出可能とする。

附則

1. この細則は、常任委員会の議決（メール審議 639）により改正し、2019 年 12 月 19 日より施行する。

(了)